

2 報告事項

(件名)

(1) 自動販売機の設置について

1 目的

今日、以前に比べ夏の暑さが厳しくなっており、こまめに水分補給や塩分補給をするなどの熱中症対策が重要となっている。

また、レストランの撤退以来、くつろいで本を読む場として、カフェ等の設置を望む市民の声が多く寄せられている。

しかし、カフェ等の設置については、現在の場所では利益を得ることが難しく、いくつかの業者が撤退した経緯を踏まえると店舗の誘致は困難である。

そのため、カフェ等の代替え及び水分補給等の方策として、飲み物等の自動販売機を設置する。

2 概要

- ① 設置台数 1台
- ② 設置場所 4階ランルーム前
- ③ 設置期間 平成30年12月1日～平成33年11月30日（再契約可）
- ④ 設置業者 (株)ジャパンビバレッジセントラル



2 報告事項

(件名)

(2) 第二地区センター図書室の供用開始について

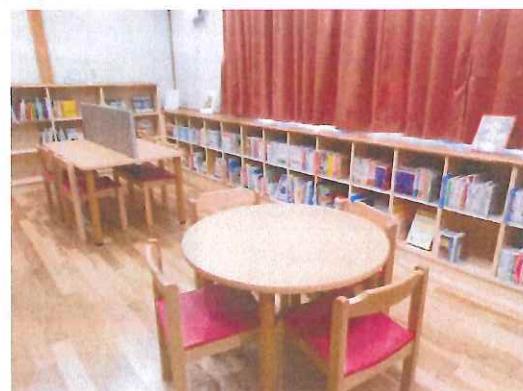
1 目的

沼津市には、戸田図書館以外に分館が設置されていないことから、各地区センター図書室に図書館業務用端末を設置し、貸出・返却及び検索等の業務を行うことで分館的機能を持たせている。

第二地区センター図書室においても、同様の図書館業務用端末を設置し、本館をはじめ戸田図書館及び15箇所の地区センター図書室とネットワークを形成し、地域の読書活動を推進する。

2 概要

- ① 供用開始 平成31年2月1日
- ② 開館時間 午前10時～午後6時
- ③ 休館日 第二地区センター休館日（月曜日、祝日の翌日、年末年始）
- ④ 貸出冊数 一人10冊まで
- ⑤ 貸出期間 14日間
- ⑥ 所蔵冊数 約3,000冊（一般書約2,000冊、児童書約1,000冊）



2 報告事項

(件名)

(3) ボランティアの打合せ等のための部屋の提供について

1 目的

図書館におけるボランティア活動は、おはなし会や点字本の作成など様々な活動が積極的に展開され高い評価を得ている。

今後も図書館に求められるきめ細かいサービスを効果的に実現するためには、ボランティアの協力は不可欠であることから、ボランティア活動のさらなる活性化を支援するため、打合せなどに利用していただくための場を提供する。

なお、当該部屋はボランティアに専属的、排他的に使用させるものではなく、本来の利用目的を維持しつつ、さらなる利用促進を図るため、ボランティアに優先的に利用させるものである。

2 概要

- ①場所 図書館3階 グループ室1・2（各部屋8名程度）
- ②利用可能者 ボランティア活動者（団体）として、あらかじめ登録した方
- ③供用開始 平成31年3月1日
- ④利用時間 図書館の開館時間
- ⑤使用料 無料
- ⑥申し込み 直接来館、電話、FAX及び電子メールにて予約
ただし、予約が入っていない場合は当日でも利用可能
- ⑦鍵の管理 3階事務室にて鍵を貸与
利用後、整理整頓、掃除等を行い事務室まで返却
- ⑧事務機器の使用 印刷機、コピー機などの事務機器の使用は事務室に相談
- ⑨駐車場 図書館北側の自動車文庫横の駐車場を利用。部屋の予約とともに届出



2 報告事項

(件名)

(4) 図書館敷地内全面禁煙（灰皿の撤去）について

1 目的

望まない受動喫煙の防止を図るため、「健康増進法の一部を改正する法律」が平成30年7月に成立し、また、静岡県では「静岡県受動喫煙防止条例」が平成30年10月に施行されるなど、法律の趣旨に沿った取り組みが進められている。

図書館としては、改正健康増進法の成立や県条例の施行を踏まえ、屋外の北側ベンチ付近に設置している灰皿を撤去し、望まない受動喫煙を生じさせることのないよう敷地内を全面禁煙とする。

2 概要・経緯等

現在、図書館では館内を禁煙としているが、たばこの投げ捨て防止など、喫煙マナーを順守していただくため、屋外の北側ベンチ付近に灰皿を設置している。

しかし、同所は図書館へのアクセス通路であるほか、歩道に隣接することから高校生をはじめとする市民の皆さんから、灰皿の撤去を望む声が多く寄せられるなど、対応に苦慮してきた。

図書館としては、敷地内への屋根付き喫煙施設の設置や喫煙場所の移動の可能性等について検討を重ねたが、近隣住民への影響やスペース的にも適切な場所がみつからないことから、現状の屋外に設置してある灰皿を撤去し、敷地内を全面禁煙とする。

3 今後の取り組み

- 1 実施日 平成31年5月1日
- 2 周知方法 図書館ホームページ、Facebook、館内外表示
- 3 周知期間 平成31年3月1日～4月30日

